

耐震助成フロー（特定緊急輸送道路沿道建築物）



申請者が行う手続き（業者等が申請を代行する場合、委任状が必要になります）

●必須書類

- 全体設計承認（複数年度にわたる場合）を受けた場合は初年度のみ提出
- △全体設計承認（複数年度にわたる場合）を受けた場合は当該年度の事業に係るもののみ提出
- ▲必要に応じ提出する書類

注意：上記のほか記載外の書類を求められることがあります。

- // 耐震改修工事の実施にあたっては、助成申請のほか、法令に基づく認定行為等が必要になることがあります。

足立区建築防災課

耐震化推進第一・第二係

直通：03-3880-5317

ファックス：03-3880-5615

Eメール：kenchiku-

bousai@city.adachi.tokyo.jp

耐震助成フロー（特定緊急輸送道路沿道建築物）



申請者が行う手続き（業者等が申請を代行する場合、委任状が必要になります）

●必須書類

- 全体設計承認（複数年度にわたる場合）を受けた場合は初年度のみ提出
- △全体設計承認（複数年度にわたる場合）を受けた場合は当該年度の事業に係るもののみ提出
- ▲必要に応じ提出する書類

注意：上記のほか記載外の書類を求めることがあります。
 //：耐震改修工事の実施にあたっては、助成申請のほか、法令に基づく認定行為等が必要になることがあります。

足立区建築防災課
耐震化推進第一・第二係
 直通：03-3880-5317
 ファックス：03-3880-5615
 Eメール：kenchiku-
 bousai@city.adachi.tokyo.jp